

## Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について

## 1 所掌事項

- (1) 運営会議は、次に掲げる事項について意見交換及び情報共有を行います。
  - ・Tokyo スイソ推進チームの活動に関すること。
  - ・各メンバーの水素エネルギー普及に向けたビジョンや進捗状況に関すること。
  - ・その他必要な事項に関すること。
- (2) (1)での意見交換及び情報共有を行うに当たり、専門的な意見を聴取するため、必要に応じて専門家を招聘します。専門家は、平成27年度及び平成28年度に開催した水素社会の実現に向けた東京推進会議（以下「水素推進会議」といいます。）に参加した学識経験者並びに公立大学法人首都大学東京、公益財団法人東京都環境公社及び国立研究開発法人産業技術総合研究所に属する者であって、運営会議の議題に関する知見を有する者とします。

## 2 構成

運営会議は、都と、その他のTokyo スイソ推進チームのメンバーのうち水素推進会議に委員として参加した民間企業及び団体（以下「運営会議メンバー」といいます。）から構成します。

## 3 議長

- (1) 運営会議に議長を置き、議長は都と運営会議メンバーから1名ずつ選出します。
- (2) 議長は、運営会議の会務を総理します。
- (3) 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する運営会議メンバーがその職務を代理します。

## 4 会議の公開

運営会議、会議資料及び議事録は公開します。ただし、議長が、公開することにより率直な意見交換若しくは公平かつ中立な協議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、運営会議、会議資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

## 5 謝金の支払

運営会議の開催に際し、出席者には、報酬及び旅費又は出席のために要した実費相当は支給しません。ただし、議長が必要と認めるときは、報酬及び旅費又は出席のために要した実費相当を支払うことができます。

## 6 事務局

運営会議の庶務は、環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課において処理します。

## 7 その他

この運営方法に定めるもののほか、運営会議の運営に関して必要な事項は、別に定めます。